

電子取引データを保存しよう

小規模事業者、個人事業主、フリーランスの皆さん

令和3年の税制改正を受けて、電子帳簿保存法の改正が行われ令和4年1月1日から施行されています。多くは緩和策ですが、厳格化とも受け取れる改正内容が、「電子取引」について含まれています。

国税庁発行パンフレット「電子帳簿保存法が改正されました」R3.05（R3.12改訂）によれば、「申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。」と説明されています。
これまで電子メールやネットからダウンロードした取引情報（領収書や請求書、見積書）を印刷して紙として保存しておけば、税法上の証拠として認められていたのに、これが許されなくなるのです。つまり、電磁的記録としての保存が必要になりました。

この改正への対応で一番の課題になるのは、以下の真実性の保存の要件を満たすことです（①～④のいずれかの措置が必要）。

- ①タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う。
- ②取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで授受及び保存を行う。
- ④正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に沿った運用を行う。

なぜ、このような要件が設定されているのかというと証拠の「隠ぺい、改ざん」を防ぐためなので、理解できるといえば、理解できないでもないですが、これまで、電磁的記録（電子ファイル）を印刷し保存すること許していたのに、かと言って、①、②、③のようなタイムスタンプや、改ざん防止システムの導入を全事業者に導入することは現実的ではないという判断があり、④事務規定条項が追加されています。

④事務規定条項では、人手による「隠ぺい、改ざん」を防止していますが、ただ、結果責任は問われるということに十分留意が必要です。
すなわち、証拠に「隠ぺい、改ざん」が発見されれば、重加算税が課せられます。

■本製品を電子取引データの保存に利用しませんか。

タイムスタンプや特別な「隠ぺい、改ざん」防止システムを使わなくとも、本製品を使用すれば、記録事項の訂正・削除を行うことは出来ません。つまり追記型記録で「隠ぺい、改ざん」に強い記録デバイスです。

ただ、③の要件に、具体的に記されてはいませんが、スキャナ保存の問一答の中で、時間の真実性を問うているように受け取れる記述があります。本製品の記録に残される時刻は、PCの時刻となりますので、この点が国税庁の期待するレベルとは違っている可能性があることから、

③の「記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで授受及び保存を行う」をベースとし、念のための保険として④の事務処理規定を定めて運用するという使い方が望ましいと考えます。

■本製品の導入時の運用基本イメージ

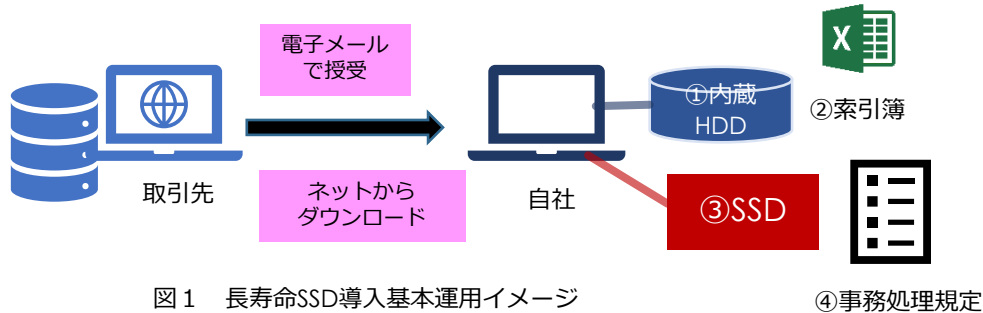


図1 長寿命SSD導入基本運用イメージ

本製品③を導入時の運用基本イメージを図1に示します。
事務処理規定に基づき以下の運用を行います。

【登録】

- ・逐次、取引情報を取引先との間で、メールで授受したり、ネットからダウンロードし、PCの内蔵HDD①に保存します。
- ・①に貯まった取引情報の電子ファイルの情報を使って、定期的に、②索引簿を更新します。
- ・月1回程度、②索引簿を使って、①内蔵HDDから③SSDに未登録のファイルを③SSDに一括登録します。

【検索】

- ・取引一覧台帳を使って、参照すべき電子ファイルを特定し、③SSD内の必要ファイルを取り出し、PC画面上で参照する。

■本製品の導入の効果

(1) ミスオペレーション対策

1回記録用SSDなので、間違ってファイルを削除・更新してしまうことはありません。

(2) 事務規定の遵守

SSDに登録した記録は、削除、更新しないこととし、訂正の場合も元のファイルを残したまま証跡である電子ファイルを新たな記録として登録する事務規定としますが、記録デバイスが1回記録用なので人が恣意的に「隠べい、改ざん」を行うことはできません。

(3) PCの製品寿命を超えて10年以上の保存が期待でき、移行の手間・リスクが少ないです。

■電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止（令和3年度税制改正）に関する有怨（ゆうじょ）措置について

国税庁から以下の2年間の有怨措置が出ています。本製品と事務規定を準備するだけで電磁的記録の保存が開始できます。言い訳するより始めませんか？

- ・令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについて**やむを得ない事情がある場合には**、引き続きその出力書面による保存を可能とする（2年間の有怨措置）。
- ・税務調査の場合は、調査員に、「…準備している」、「…間に合わなかった」、「…準備の意向を持っている」などの説明が必要とのこと。

■参考資料 国税庁HP 電子帳簿保存法 電子取引 サンプル帳票等

(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>)

- ・（索引簿の作成例）
- ・電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（法人の例）
- ・電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（個人事業者の例）

■ホワイトペーパー

- ・当製品を使った電子帳簿保存法 電子取引情報の保存への取り組み

■本製品が『訂正削除ができないシステム』であるという根拠

●電子帳簿保存法一問一答の問11では、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等に当たっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があるとの記述がある。

- 1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限りです。）(規2②一、⑥七、4①)
- 2 見読可能装置の備付け等(規2②二、4①)
- 3 検索機能の確保(規⑥六、4①)
- 4 次のいずれかの措置を行う（規4①）
 - 一 タイムスタンプが付された後の授受
 - 二 速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す
※ 括弧書の取扱いは、取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。
 - 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は**訂正削除ができないシステム**を利用
 - 四 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

●電子帳簿保存法一問一答の問30では、具体的にどのようなシステムなのかが記述されている。

規則第4条第1項第3号に規定する訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしたシステムとは、例えば、

- ① 電磁的記録の記録事項に係る**訂正・削除について、物理的にできない仕様とされているシステム**
- ② 電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正・削除前の電磁的記録の記録事項に係る訂正・削除の内容について、記録・保存を行うとともに、事後に検索・閲覧・出力ができるシステム等が該当するものと考えます。

●電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）では、以下の記述がある。

（規則第4条第1項第3号に規定するシステムの例示）

7-4 規則第4条第1項第3号イに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」とは、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録（訂正削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等をいう。

また、同号ロに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと」とは、例えば、**電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム**等をいう。

同号ロに掲げるものは、電磁的記録の記録事項の訂正又は削除が物理的にできない仕様とされている等、**電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステム**をいう。

●本製品は、SSD単体では記録が出来ず、専用ソフトウェアとの組み合わせで初めて電磁的記録が可能になることから、**システムとして機能するものである**。更に本製品は、1回記録用なので、間違っ**てファイルを訂正・削除してしまうことがない**。人が恣意的に「隠ぺい、改ざん」を行うことができない。また本製品には、データ保存後にファイルが訂正・削除されていないことを検査する機能も有している。

以上から、本製品は『**電磁的記録の記録事項に係る訂正・削除について、物理的にできない仕様とされているシステム**』であると言える。

※上記は、2022年4月時点での見解です。将来見解が変更される場合があります。その際には何らかの形で告知をする予定です。

参考資料：

電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】 令和3年7月 国税庁

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_06.pdf

令和3年7月9日付課総10-10ほか7課共同「『電子帳簿保存法取扱通達の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）等の趣旨説明について

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/030628/pdf/02.pdf>